



甲府税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒400-8584 甲府市丸の内1-1-18

甲府合同庁舎 TEL 055 (254) 6105 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

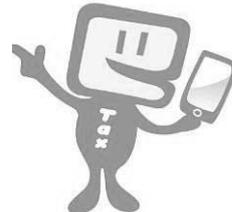
自宅から e-Tax が便利！

甲府税務署では スマホ申告を推奨しています！

「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】



税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所在地	時 間
令和6年1月31日(水) ～ 2月2日(金)	イオンモール甲府昭和 3階イオンホール	中巨摩郡昭和町飯喰1505-1	【午前】10:30～12:30 【午後】13:30～16:30
令和6年2月6日(火)	甲府北公民館 3階大ホール	甲府市湯村3-5-20 甲府市北部市民センター内	【午前】10:00～12:00 【午後】13:00～16:00
令和6年2月7日(水)	甲府市総合市民会館 3階大会議室	甲府市青沼3-5-44	【午前】10:00～12:00 【午後】13:00～16:00

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、甲府税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
なお、**電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込**サイトの操作方法**についてのお問合せは、**【050-1808-7285】**（受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時）へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。

（裏面もご覧ください。）

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから
事前申込をお願いいたします。

<p>無料申告相談専用 LINE 事前申込</p>  	<p>Web 事前申込</p>  <p>https://coubic.com/tochi119/flogs/133098</p>
---	--

申告書作成会場の開設について

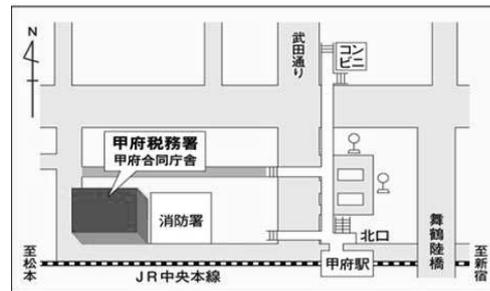
～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	甲府税務署	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・ 運転免許証等の身元確認書類
 - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
- ③ ご自身のスマートフォン

案内図



入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
 - 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
 - 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
 - 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
- 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから!



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

マイナポータル連携の概要は

こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから!



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、甲府税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター甲府分室宛てにご提出ください。

郵送で提出



〒400-8541 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
東京国税局業務センター甲府分室 へ郵送

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)

